令和元年度鎌ケ谷市施策評価報告書

１　はじめに

鎌ケ谷市では、平成１８年度に「鎌ケ谷市行政評価実施要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、行政評価を本格実施しています。

施策評価は、①実施計画策定時の事前評価（実施計画策定過程で「計画案」を公表することで評価結果を公表）、②実施計画の２年度目が終了した時点で終了した実施計画期間に対する事後評価、の２つの時点において実施しています。

今年度は、実施計画を策定する年度ではありませんので、「後期基本計画第４次実施計画」の終了した年度である平成２９～３０年度に対する施策の事後評価を行いました。

本報告書は、この施策評価（事後）についての概要をとりまとめたものです。

２　行政評価の目的

鎌ケ谷市の行政評価の目的は、「効果的かつ効率的な市政の推進に資すること」及び「市民に対する説明責任を全うすること」の２つを掲げております。（要綱第１条）

行政評価は、「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」の３層構造となっており、その概要は次のとおりです。

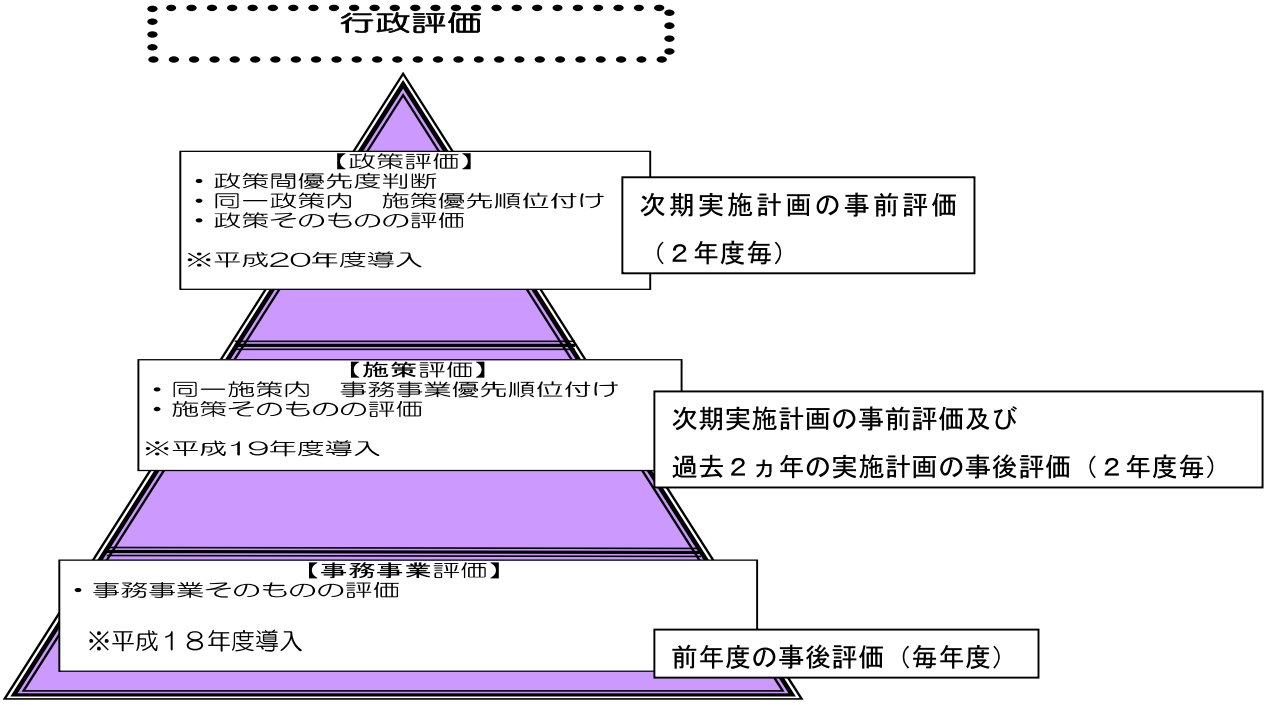

３　令和元年度施策評価（事後）の目的

要綱第１条の目的を受け、今年度の施策評価（事後）は、次の３点の目的を設定しています。

① 施策そのものについて評価を行います

② 同一施策内事務事業の優先度判断を行います

③ 施策評価結果を令和２年度当初予算編成等に反映させます

４　評価対象

「鎌ケ谷市総合基本計画　基本構想」（平成１２年９月２８日鎌ケ谷市議会議決）で位置付けた「施策（以下表の４２施策）」すべてとしますが、施策番号３１２「鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備」に関しては、平成２５年９月に東京１０号線延伸新線促進検討委員会が検討を終了し、解散したことから、この評価の対象外とし、**４１施策**を評価対象としました。

施策一覧

施策番号	施策	施策番号	施策
111	地域で支えあう福祉社会の形成	222	快適な公園・緑地環境の整備
112	いきいきとした高齢社会の形成	223	うるおいのある河川・水路の整備
113	健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	224	上・下水道の整備
114	社会参加に向けた障がい者（児）福祉の推進	225	環境衛生の充実
115	安心して暮らせる社会保障の充実	231	交通安全の推進
116	健康を支える保健・医療の充実	232	防犯対策の促進
121	いきいきとした生涯学習の推進	233	防災対策の強化
122	生涯スポーツ・レクリエーションの振興	234	消防力の強化
123	芸術・文化の振興	311	広域交流拠点の整備
131	豊かな人間性を育む幼児教育の充実	312	鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備
132	生きる力を育てる義務教育の充実	313	質の高い既成市街地の整備
133	児童・生徒の健康と安全の確保	314	鎌ケ谷市の魅力あふれるまち並みづくり
134	高等教育の充実	321	安全でゆとりある道路の整備
135	青少年の健全育成	322	利便性の高い公共交通体系の充実
141	個性豊かなコミュニティづくり	331	都市農業の育成
142	市民生活を支える地域情報化の推進	332	魅力ある商業の育成
143	男女共同参画社会づくり	333	活力ある工業の育成
144	世界と結びつく国際化の促進	334	安全できる消費生活の推進
211	環境保全の促進	411	地方分権と市民参加の推進
212	循環型社会の構築	412	効率的で健全な行財政運営の推進
221	良好な住宅の整備	413	広域行政の推進

５　評価方法

施策ごとに各部次長の中から「施策担当マネジャー」を定め、「鎌ケ谷市施策評価表（事後）」により、施策担当マネジャーが評価表（案）を作成します。

評価表（案）は、鎌ケ谷市行財政改革推進本部各部推進部会において議論を行った後、政策調整会議、政策会議で議論し、評価結果を確定します。

表　令和元年度施策評価（事後）実施の経過

時期	内容
７月　９日	施策評価（事後）に関する説明会
７月　９日～ ７月２４日	施策担当マネジャーによる評価表（案）の作成
７月２４日～ ８月７日	行革推進部会での議論
８月　７日	評価表（事後）提出締切
８月７日～ ８月１５日	評価表（事後）調整
８月２７日	政策調整会議付議
９月　２日	政策会議付議
９月中	公表

６　評価結果

（１）総合評価

施策評価表の施策毎の「総合評価」の結果は、次のとおりです。

区分	評価基準	施策数	割合（%）
達成	１００％	３	７．３
概ね達成	７５％～１００％未満	１３	３１．７
一部未達成	２５％～７５％未満	１８	４３．９
未達成	０％～２５％未満	７	１７．１
合計		４１	１００．０

総合評価の区分は、各施策で設定している成果指標数（施策・基本事業の合計）を分母として、令和２年度目標値に対する達成指標数を分子に算定した割合を上記の評価基準に基づき決定します。（達成指標数÷成果指標数）

（２）各施策の方向性

各施策評価表の「施策の方向性」の結果は、次のとおりです。

方向性	施策数	割合(%)
拡充　↑	26	63.4
維持　→	15	36.6
縮小　↓	0	0
合計	41	100.0

（３）同一施策内事務事業の優先度評価

各施策について、その施策内事務事業の優先度判断を行った結果、以下の事務事業を「特に重点化する事務事業」としました。

No	施策名	特に重点化する事務事業
111	地域で支えあう福祉社会の形成	地域福祉に要する経費
112	いきいきとした高齢社会の形成	包括的支援事業に要する経費
113	健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	市立保育園の管理運営に要する経費
114	社会参加に向けた障がい者（児）福祉の推進	地域生活支援事業に要する経費
115	安心して暮らせる社会保障の充実	国民健康保険特別会計繰出金に要する経費
116	健康を支える保健・医療の充実	各種健（検）診に要する経費
121	いきいきとした生涯学習の推進	学習センター等改修事業
122	生涯スポーツ・レクリエーションの振興	体育施設の管理運営に要する経費
123	芸術・文化の振興	きらりホールの管理運営に要する経費
131	豊かな人間性を育む幼児教育の充実	私立幼稚園等に要する経費
132	生きる力を育てる義務教育の充実	教育指導に要する経費
133	児童・生徒の健康と安全の確保	通学路整備事業
134	高等教育の充実	用地借上げに要する経費
135	青少年の健全育成	青少年の社会参加･体験活動の機会づくりに要する経費
141	個性豊かなコミュニティづくり	コミュニティセンター等改修事業
142	市民生活を支える地域情報化の推進	（該当事務事業なし）
143	男女共同参画社会づくり	男女共同参画推進センターの管理運営に要する経費
144	世界と結びつく国際化の促進	多文化共生・国際化に要する経費
211	環境保全の促進	環境保全の啓発に要する経費
212	循環型社会の構築	ごみ減量業務に要する経費

No	施策名	特に重点化する事務事業
221	良好な住宅の整備	空家等対策事業
222	快適な公園・緑地環境の整備	街区公園整備事業
223	うるおいある河川・水路の整備	準用河川整備事業
224	上・下水道の整備	下水道建設に要する経費
225	環境衛生の充実	四市複合事務組合に要する経費
231	交通安全の推進	歩道等整備事業
232	防犯対策の促進	防犯対策に要する経費
233	防災対策の強化	防災対策に要する経費
234	消防力の強化	消防車両更新事業
311	広域交流拠点の整備	新鎌ケ谷駅周辺地区市街地整備促進事業
313	質の高い既成市街地の整備	都市軸形成促進事業
314	鎌ケ谷市の魅力あふれるまち並みづくり	景観形成事務に要する経費
321	安全でゆとりある道路の整備	新鎌ケ谷西側地区都市計画道路整備事業
322	利便性の高い公共交通体系の充実	コミュニティバス運行助成事業
331	都市農業の育成	鎌ケ谷農産物ブランド育成に要する経費
332	魅力ある商業の育成	観光ビジョン推進事業
333	活力ある工業の育成	企業誘致基本計画推進事業
334	安心できる消費生活の推進	消費者対策に要する経費
411	地方分権と市民参加の推進	協働の推進に要する経費
412	効率的で健全な行財政運営の推進	減債基金積立に要する経費
413	広域行政の推進	広域行政に要する経費

7　今後の取組み

令和２年度予算編成過程において、「施策評価」での事務事業の優先度評価を踏まえ、予算編成を行うなど施策評価の活用を図ってまいります。併せて、実施計画の「成果目標値」の達成状況の確認をしていきます。